

邦人の皆様へ

2005年5月27日
在デトロイト日本国総領事館

Real ID Act 成立に対する調査

5月11日に米国2005年補正予算（法第109-13号）の一部として Real ID Act（運転免許証の連邦基準等に関する法律）が成立しました。同法には、「外国人に発給される運転免許証の有効期間は、定められた滞在期間のみとし、定められた滞在期間がない場合は1年とすべし」という要件が定められており、同法施行から3年目の日以降は、同法の要件に従わない州で発給された運転免許証及びIDカードを連邦政府機関は公的用途のために受理してはならない旨定めております。

つきましては、今後の日本政府の対応の参考にするため Real ID Act が定められたことに対する邦人の皆様方のお考えや下記のような懸念が生ずるかにつきお伺い致したいと思います。

1. Real ID Act により、運転免許証は、滞在期間を定めている I-94 の有効期間のみ有効となり、I-94 の更新の都度運転免許証の更新も必要となります。オハイオ州の運転免許制度では、運転免許証の有効期間については、現在も Real ID Act と同様の有効期間の設定になっているものと思います。しかし、ミシガン州の運転免許制度では、運転免許証の有効期間には米国市民の運転免許証と特に差異を設けておりませんが、現行の運転免許証の有効期間よりも短くなることに對する懸念が考えられます。

2. 在留邦人の皆様が日本に帰国後に米国運転免許からの「書き換え」によって日本の運転免許証を取得（再取得）する場合、日本の道路交通法第97条の2第2項によれば、有効な外国の運転免許証を所持していれば、運転免許試験の一部を免除されることになっています。しかしながら、米国での運転免許証が失効してしまっていれば、日本の運転免許証を一から取り直さなければならない事態も想定されます。このような、日本の免許書き換えに関する懸念が考えられます。

ただし、道路交通法第97条の2の第1項第3号により、日本の運転免許証が失効した日から3年以内であれば、有効な外国の運転免許証を所持していなくても試験の一部を免除される場合があります。

(ご参考までに道路交通法第九十七条の二を文末に添付致します。)

3. その他の御懸念や、御関心事項がありましたらご連絡下さい。

ご回答については、ショートノーティスで恐縮ですが、6月8日(水)までに、e-mail : ryouji@globalbiz.net、FAX:313-567-0274 総領事館領事部小林までよろしくお願い致します。

また、6月8日以降に於きましても、随時上記 e-mail アドレス、FAX 番号にて受け付けておりますのでよろしくお願い致します。

道路交通法

(運転免許試験の免除)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

- 一 第八十九条第二項後段に規定する書面を有する者で同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過しないもの その者が当該検査の時に受けていた仮免許の区分に応じ大型免許又は普通免許のいずれかに係る前条第一項第二号に掲げる事項についての運転免許試験
- 二 第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書(同項後段に規定する技能検定員の書面による証明が付されているものに限る。)を有する者で当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して一年を経過しないもの又は同項に規定する修了証明書(同項後段に規定する技能検定員の書面による証明が付されているものに限るものとし、政令で定めるものを除く。)を有する者で当該修了証明書に係る技能検定を受けた日から起算して三月を経過しないもの 当該卒業証明書又は修了証明書に係る免許に係る前条第一項第二号に掲げる事項についての運転免許試験
- 三 第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者(政令で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六

月（海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しないもの（第百八条の二第一項第十一号及び第十二号において「特定失効者」という。）のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める講習を内閣府令で定めるところにより受けたもの その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

イ 第百八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の者 第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習

ロ イに掲げる者以外の者 第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習又は国家公安委員会規則で定める基準に適合する同条第二項の規定による講習

四 大型自動車又は普通自動車を運転することができる免許について第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者（前号の政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月を超え一年を経過しないもの その者が受けていた免許の区分に応じ大型仮免許又は普通仮免許のいずれかに係る前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての運転免許試験

2 前項に定めるもののほか、免許を受けようとする者が自動車等の運転に関する外国の行政庁の免許を有する者であるときは、公安委員会は、政令で定めるところにより、その者が受けようとする免許に係る自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、運転免許試験の一部を免除することができる。

3 前二項に定めるもののほか、公安委員会は、政令で定める基準に従い、免許を受けようとする者が当該免許に係る自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、運転免許試験の一部を免除することができる。